

築上町告示第161号

平成20年第1回築上町議会臨時会を次のとおり招集する

平成20年10月15日

築上町長 新川 久三

- 1 期 日 平成20年10月24日
- 2 場 所 築上町議会議場

開会日に応招した議員

首藤萬壽美君	塩田 文男君
工藤 久司君	塩田 昌生君
田原 宗憲君	丸山 年弘君
西畑イツミ君	西口 周治君
有永 義正君	田村 兼光君
成吉 暲奎君	吉元 成一君
岡田 信英君	武道 修司君
平野 力範君	中島 英夫君
繁永 隆治君	田原 親君
信田 博見君	宮下 久雄君

応招しなかった議員

平成20年 第1回 築上町議会臨時会 会議録（第1日）

平成20年10月24日（金曜日）

議事日程（第1号）

平成20年10月24日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
 - ・議長の報告（提出された案件等の報告）
- 日程第4 議案第93号 工事請負契約の締結について
- 日程第5 議案第94号 工事請負契約の締結について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
 - ・議長の報告（提出された案件等の報告）
- 日程第4 議案第93号 工事請負契約の締結について
- 日程第5 議案第94号 工事請負契約の締結について

出席議員（20名）

1番	首藤 萬壽美君	2番	塩田 文男君
3番	工藤 久司君	4番	塩田 昌生君
5番	田原 宗憲君	6番	丸山 年弘君
7番	西畑 イツミ君	8番	西口 周治君
9番	有永 義正君	10番	田村 兼光君
11番	成吉 暲奎君	12番	吉元 成一君
13番	岡田 信英君	14番	武道 修司君
15番	平野 力範君	16番	中島 英夫君
17番	繁永 隆治君	18番	田原 親君
19番	信田 博見君	20番	宮下 久雄君

したので、御報告をいたします。

以上です。

議長（成吉 暲奎君） 御苦労さんでございました。

以上で、議会運営委員長の報告を終わります。

お諮りします。本臨時会の会期は、委員長報告のとおり、本日1日限りとすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日の1日間と決定いたしました。

日程第3．諸般の報告

議長（成吉 暲奎君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

お手元に配付しておりますように、議案は第93号、94号の2件でございます。

以上で、報告を終わります。

それでは、議事に入ります。お諮りします。本日の臨時会で提案されています日程第4、議案第93号及び議案第94号の請負契約の締結については、会議規則第39条第2項の規定により、委員会付託を省略し、本日即決することにいたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） 異議なしと認めます。よって、議案第93号と議案第94号は、委員会付託を省略し、本日即決することに決定いたしました。

それでは、審議に入ります。

日程第4．議案第93号

議長（成吉 暲奎君） 日程第4、議案第93号工事請負契約の締結についてを議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。吉留総務課長。

総務課長（吉留 正敏君） 議案第93号工事請負契約の締結について（防衛施設周辺民生安定施設整備事業、最終処分場第2期被覆施設増設工事について）、次のように工事請負契約を締結するものとする。平成20年10月24日提出、築上町長新川久三。

議長（成吉 暲奎君） 新川町長。

町長（新川 久三君） 議案第93号は、工事請負契約の締結についてでございます。

これは、防衛施設周辺民生安定事業の中の最終処分場の第2期被覆施設増設工事の締結でございます。

この工事につきまして、平成20年の9月9日に15社を指名をいたしまして指名競争入札をする予定でしたが、前日までに指名業者15社中14社から入札辞退の提出があり、参加業者が1社となったというようなことで急遽、一応この入札は中止すると。

この理由といたしましては、県等に照会しながら、1社入札は好ましくないというようなことで再度、もう1回指名を組み直して、再度もう1回やり直そうというふうな結論に至った次第でございます。

なお、辞退の理由は、非常に当時鉄鋼関係等の価格の上昇で、なかなか製品が入りにくいとか、価格面が合わないというふうなことが辞退の理由、それから選任技術者をよそのほうに今持っていてあるので、こちらのほうに配置ができないというふうな理由もあったわけでございます。

そういう形の中で、10月9日に再度入札をしようということで、12社による指名競争入札の通知をいたしてしたわけです。それで、10月9日の指名に際して9月9日に辞退のなかった1社も加えてやったわけでございますけれども、逆に10月9日の指名につきまして12社の中で、その当初辞退しなかった業者も辞退が出てきた。この理由が、よそに工事が入ったので技術者をそっちに派遣してしまったというふうな状況で辞退ということになりまして、あとは入札結果の資料がございますが、若築建設北九州営業所が1社入札という形になりました。

しかし、これもやむを得ないというふうな観点から、というのも、この工事が平成19年度の予算をいただいて諸般の事情で繰り越しになっておったわけでございますけれども、今年度中にこの事業を完成させなければ補助金の返還になるというようなことで、さらにもう1回入札を指名を組み直してやってもまた1カ月以上かかるというふうな状況から、1社入札で踏み切ったわけでございます。その結果が、予定価格は9,150万円でございますが、これは消費税抜きでございますが、そして最低制限価格が7,900万円という設定をして入札を経たわけでございますけれども、1社で最低制限価格での落札だったというようなことで、これも非常に町としてはありがたい入札だったなあと、このように考えておるところでございますし、そういうことで今回、消費税込みでは8,295万円ということで、若築建設北九州営業所に一応仮契約を現在しておるところでございます。

よろしく御審議の上、御採択をお願い申し上げます。

議長（成吉 暉奎君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。武道議員。

議員（14番 武道 修司君） 何点かちょっと確認をさせていただきたいというふうに思います。

まず、1点というか、前回中止になったと、で、前回9月議会のときだったと思いますが、予算をどうしても上げざるを得ない、鉄の高騰等で材料費等で上げないといけないということで、予算を上げて再度金額を上げてから入札をやりかえるということになってた案件ではないかとい

うふうに思いますが、当時、8月の26日付で通知を行った入札のときの予定価格が、その当時の予定価格がわかれば教えていただきたいというふうに思います。

議長（成吉 暲奎君） 担当課長。

財政課長（渡邊 義治君） 財政課の渡邊です。お答えいたします。

8月26日に指名通知を15社に送っております。そのときの予定価格につきましては、税抜きで8,780万円でございます。

議長（成吉 暲奎君） 武道議員。

議員（14番 武道 修司君） 前回8,780万円で金額的に少ないというか、これじゃちょっと工事できないよという、まあ、そうじゃない理由も当然あったんでしょうけど、そういうふうな理由も中にはあったということで、次のときには金額を上げるという結果で入札のやりかえになったと。

ところが、今回その入札をやりかえて、前回の金額よりも低い金額で落札してる。前回全部が辞退した金額でもできない、早く言えばできない、もうけが余らないということだったんだと思うんですが、今回はそれを大幅に下げた金額で落札をしてるという、ちょっと腑に落ちない点がある。で、これは業者の方、ところが、どういうふうな意図の業者かわかりませんが、ほかのところができない仕事が、なぜここだけがそういうふうな仕事、それもかなりの金額を切って前回入札でほとんどすべてのところが辞退をするような事態が起きているのに、今回もこのように11社が辞退をするような事態が起きているのに、1社だけがそのような金額で入札をして落札したというところで、ちょっと理解のできない金額、逆に理解のできない金額があるんで、その内容等で、わかればちょっと教えていただければなというふうに思います。

議長（成吉 暲奎君） 八野副町長。

副町長（八野 紘海君） 副町長です。前回第1回目の入札自体の概要ですけど、予定価格以内で応札が困難というのが2社で、手持ち工事技術者の配置ができないが10社、工期内の竣工困難が1社、見積もり期間の不足が1社ということで、10社が手持ち工事技術者が配置できないというのが大きな理由でございます。

そして、今、武道議員の指摘の前回の価格よりも下がった最低制限価格で落札できたことについてどうかという質問でございますけど、私も指名委員会の委員長でありますし、入札ときに立ち会っております。そして、第1回目は競争性の観点からという形で中止をいたしまして、2回目につきましては、先ほど町長が申しましたように今工期内の竣工が困難であると、そして補助金の返還、そして来年度この事業について補助金がいただけるかどうかというのも、これもまず不透明であると、それと同時に処分場がもう既に満杯状況であると、で、年間約330トンの最集ごみが出ます。もし、これができなければ他の処分業者に委託する形になると。その金額をざ

っと見積もっても、トン4万であれば1,500万円、5万であれば2,000万円の金が、まさしく単費のお金を使わざるを得ないと、そういうふうな総合的な判断から私としては入札は執行いたしました。

そして、お尋ねの件ですけど、私も、ついて気になったところでございます。そして入札が終わった後営業担当者について、今こういう価格で、どういう見積もりをしたのかというようなお尋ねをしました。その若築建設の場合、今、隣の豊前市で9階建ての市営住宅を落札してありまして、その金額が約6億円ぐらいの工事でございます。そういうことで豊前市、築上町、近距離にあって経費的に、何ていいますか、現場が近いというような形でそういう経費的な面で十分やれるというような返事でございます。

以上です。

議長（成吉 暲奎君） 武道議員。

議員（14番 武道 修司君） 確かに金額からいったら申し分ないんです。前回ほとんどが辞退して、この金額じゃあというふうな金額がですね、それよりも今度下がって落札してる、それも最低価格なんで、別に、それでどうこうという、金額とこからいけば問題はないというふうには私は思うんですけど、ただ前回の予定価格が8,780万円、で、その金額ができないという今さっきの理由の中で、ほかのどこ工事やるからとかいろんな理由がありますけど、もうかる工事だったら来るんですよ。もうからないから来ないという、その大きな理由もやっぱりあるんだろうと思う。で、それが880万円もマイナスになって今回の結果というので、何を危惧しているかというとはですね、このままこの工事をやっていって、もし万が一、途中で投げ出すようなことがあったときは、それこそ大変な大きな、町にとっても損失が発生するんじゃないかという、逆にその金額が余りにもちょっとその差があるんで、ちょっとそのところを私自身はちょっと危惧しているというか。で、会社で例えば途中で、途中でというか、最後までしっかりと工事をやってもらえるものなのかどうなのかという心配はあるのかなのかという問題と、もしそういうふうな事態が起きたときに、町としての対処の仕方というのを方向性を出しているのかなのかを確認したいというふうに思います。

議長（成吉 暲奎君） 町長。

町長（新川 久三君） 武道議員の私は質問は危惧ではないかなと思います。もし、もしの、例えの形ではお答えは私はできないと思うし、そういう事態になればそれなりに対応していかないとはいけないうし、それから、またこの会社について保証会社がついておりますんで、そういう観点も一つ、そして豊前市でそういう大きい事業も請け負っておるし、これはお互い施主と施工側の信頼関係に基づいてやるべきものだろうというように考えておりますんで、もしの答えにはちょっとお答えしかねます。

議長（成吉 暉奎君） 吉元議員。

議員（12番 吉元 成一君） 今、武道議員からの指摘もありましたが、今特にゼネコンさん、建設業界においては台所の事情が厳しいということで、我々が世間通常の、まあ、これはうわさですね、うわさで答えられないということを今、もしで、「イフ」じゃ答えられないと、こういうふうに言いましたけれども、現状として経営内容がどうであるかということも、これは勉強しておかには今後はいかないんじゃないかならうかと、こういうふう思うわけです。

というのが、行橋で請け負った業者も、今ほかの地区でもですね、最低制限価格でいったところが見つれたところがたくさんある。後処理大変行政が困っていると。これ、確かに安いことはいいことでしょうけれども、その点について、まあ方法としては支払いの仕方、いわゆる出来高の通常出来高の何%までしか上げませんよとか、あるいは保証協会も前払い金は1割しか、これ何か出さんとかいうような話も聞いてますけれども、そういったところがやっぱりかなり厳しくチェックしないと、出来高によってすんなり出したら後々、人の食い残した御飯を食べる人あんまりいないと思いますんで、後の処理が大変なことになるのではなからうかと、こういうふうにして、武道君の言われたところに思います。

それとですね、確かに単価は安いで、今言った880万円前回提示した金額よりも安くなったと、しかし最低制限価格は上がっているはずですよ。その分430万円上乘せしたわけですから、その分パーセンテージでいくと最低制限価格はもう少し前は安かったと思うんですよ、比率からいうとですね。全体的に見て、1,707万5,000円切って落札しているわけですね。これは最低制限価格、単純に計算したら23%弱ぐらいの満額との差がある。その範囲で、前回指名された16社ですかね、のうちの、ちょっとこれ合点がいかないのが16社のうちの15社は入札辞退されましたと、ね。その中で1社大旺さんですか、大旺建設だけは回答がなかったということで、まだもう1回指名を組みかえたら、指名を組みかえたら入札に応じる可能性があるという判断でしたと、だから入札指名をしましたが、たまたまこの期間中に、このわずか1カ月前後ですよ、期間中に九州管内、いわゆるこっちのほうで仕事を落札したから配置ができないという町長、答えやったですね。そういう回答が返ってきました、だから辞退しますと、こう、言いましたけれども、それじゃたら本当にどこの仕事を落札してるかね、どこに配置したかぐらいやっぱり言及していただかないと、やっぱり単価が合わんけ、こうきたんかなと、こういうふうにしかならないんですよ。

それと、これ、今入札に関連することですから言いますけれども、公募型の入札を今インターネットに流してますよね。で、それも条件提示して1,000点以上とかいろんな条件があると思います。果たして、そのときに、この16社と11社が1,000点以上ある業者だと私は12社全部、でも辞退した大旺さんも含めたところの26社について、公募に応じてきたら要件

満たしているから入札に参加させるべきというようなことになると、これはちょっとおかしいんじゃないかと。

というのが、今配置がつけないということは、たまたまこの入札が、いつですか、11月か12月ごろになるんですかね、公募型のやつが、締め切りが28日か29日やったですね。締め切り前出したときに配置できないところは当然出してこないと思うんですよね。そうでしょう。金額が合わないから、みんな、配置やないと思う、金額は、結論からいうたら金額が合わないからみんな辞退しとるんですよ。そうじゃないと、指名願は5月か6月出すわけですよ。

で、お伺いしますけど、財政課長ですかね、指名願の提出を受け付けて築上町に入札、指名願を提出している業者ということを文言の中にうたってるわけですよ。火葬場の件、ね。だけ、公募型が果たしていいか悪いかということ、新聞じゃ物すごくいいことを書いとるけど、今のこの状況を見たら、僕は心配しとるのは、入札に来る業者がない可能性がある。火葬場が、そら繰り越しができるから公募型、時間があるから公募型にしたというようなことも言ってましたけれども、まあ世間体はいいですよ、指名競争入札で談合がありゃせんかとか言われて、談合がないから1社だけ来たりしとるわけですよ、ね。今、もうゼネコンさんあたり全く談合しないんですよ。それで、世間体はよいかもしれませんが、指名願を提出している業者のこの火葬場の入札に要件がかなう、これ道を離れてませんからね、議長ね、関連してますから、要件がかなう業者を、これ賛成するに当たって、そのことを確認しないと僕ちょっと賛成の意見出せないんじゃないかなと思うんですけど。

何でもかちゅうと、限られた業者しか指名願を、今度の公募型を望んで提出したところで、今現在で、この今の時期に一、二カ月前に辞退してきた業者が果たして技術者を確保できるか、ね、できないと。満足のいく金額をくれたら、保険掛けて新しい社員雇って技術者としてほかのところに戻したりとかするという可能性もあるんですけども、今の状態の中できないと思う。この点は一点大変難しい問題だ。だから1社入札がよかった、悪かった、そりゃ、結果として金が残ってるし、ただ僕らが、私の言いたいのは、横道それましたけれども、今度火葬場の入札については公募型の一般競争入札と、条件を提示してそれにならなければどなたでも受け付けて書類チェックをして、書類審査のときにですよ、多分条件に満たさない業者しか来れないんじゃないかなと、この27社かの業者を外したら、築上町指名願を出して条件にかなう業者そんなにいないと。そうすると何社かで、これこそね、談合する可能性が出てくるわけですよ。そういったことも含めて今後やっぱりこういった入札については、もう少し指名をすとかいう形をとるとか、例えば大旺さんについても、じゃあ、どの時期にほかの仕事とったんですかという問い合わせぐらいして、僕はしかりだったと。それしてないということになれば、やっぱり、言い過ぎかもしれないですけど無責任な調査だなど、こう言わざるを得ないんですよ。

それで、長くなりましたけれども、1点は金の支払い方法について町のやり方できちっとできるだけの何%、僕は何%出すか知りませんので、そういった説明と、それとこれについては保証協会が保証してると、建設保証協会が何か保証してるんでしょうけれども、果たして投げたとき、協会が責任持って仕事してくれるのか、投げたときには残った仕事をまた指名組みかえてやらなきゃいけないのか、ね。

というのは、僕は、これについては同じ同業者に保証させるべきだと思うんですよ。そうすると同業者、保証人として金銭を借りた場合、貸借の場合も連帯保証人が支払うことになるとるやないですか。町に金借りるとのとか、住宅の家賃とかつかえたら、連帯保証人まで裁判されるやないですか。だから、こういった今非常に厳しい状態の中ですから、たとえゼネコンさんち名前だけ信用せんとですよ。多分やるでしょう、9階建て苦しいからとった、築上町のも安いけど、金回すためにとったというような評判立っているんですよ。これはあくまでうわさです。大変失礼なことかも、名誉毀損で訴えられるようなこと、つまらんとは言いません。だから、そういったことで、また新聞に載るような、いわゆる投げ出したとか倒産したとかというような状況になったとき、築上町が慌てないような手だてをとるかからないかについて確認します。これはもう、ちゃんと守ってくれるでしょうとかじゃなくて、もし、そういった事態が起きたときに、今後この仕事については、もうこれで契約は成立してますんで、保証人をつけてくれとか、そんな失礼なこと言えないと思うんですけど、やっぱり今後こういったゼネコンさん、特に地元の業者なんか逃げ出すこともなかりょうと思うんですけど、ゼネコンさんはもう、ここに税金落とすわけでも何でもないわけですから、もう築上町がペナルティー食うたら、そりゃそれでいいやというような今考え方に至ってる業者もたくさんいると思うんですよ。だから、そういった面で、今後やっぱり契約するときにはちょっと変えていこうとかという、そういう気持ちがあるかということお伺いします。

議長（成吉 暲奎君） 町長。

町長（新川 久三君） 金の支払い、これは前渡金3割以内ということで、通常大体3割を支払っております。これについて、いわゆる保証会社が、仕事一切やってないんで、この分については保証会社がちゃんと保証するというふうな考え方になってる。あとの残りは出来高払いということで出来高の計算を行いまして、これの8割以内という財務規則になっておりますけれども、以内じゃなくて8割を支給しておる、支払っておるということで、出来高の2割は残していっておるという、こういう払い方をですね。そして出来高払い、もう中間払いと、あとは竣工払いという形でいっておるようでございます。そしたらあと、今、これも仮定の話になるですけど、そこで倒産したらどうなるかという形になれば、これは倒産、本来なら保証会社じゃなくて、昔は同業者の保証をとっておりました。通常では今これがすべてとってないという状況になっておる

んで、今後はこういうのも一つ考すべきかなと、そのためには国の制約も若干あるようございまして、そこんとも検討しながらやっていかざるを得ないと、現状では保証会社の保証しかどの工事もとってないというのが現実でございますし、これもちょっと難しいというふうに考えておりますんで。

あとは何かあったかな。

議員（12番 吉元 成一君） あとは、火葬場の入札を一般公募でやっていますけど、この26（ ）。

町長（新川 久三君） これは、一応この分は公募したときにちゃんと審査を、応募する権利は指名業者を出してる業者はあるというようなことで、そこんどこでいるんな形で判定をしていかなければいけないと考えておりますし、まあ、今公募しております。この中で辞退の業者、そして事情聴取をやって、どういうふうな形になるかということで最終的には判定をしまいいいかなきゃいかんと、このように考えております。

議長（成吉 暲奎君） 吉元議員。

議員（12番 吉元 成一君） これだけの一流の会社ばかり指名して辞退したわけですよ。それで、もうこの件については若築さんが落札をして完成してくれることを望むしかないような状態と思うんですよ、無事ね。しかし、火葬場の件については、やっぱりみんな注目してるんですよ。

というのは、町長が初めて公募型をやる画期的な政策だということで、新聞あたりも今の土木行政がいろいろあるもんですから、なかなかみんな注目してるわけ。

その中で私は言いたいのは、今度28日やったですかね、受け付けの締め切り日までに、今まだ答えられないでしょうね。どこどこが来るとかというのは公表できないでしょうけど、もう既にどれくらい来とるかちゅうぐらいのことは、数ぐらいたったら教えてもおかしくないと思うし。

それともう一つは、答えられないなら答えないでいいんですけど、もう一つは、この対象業者については、じゃあ、もう仕事が終わりましたので、どここの仕事、例えばみやこ町のどういう建築の仕事をしていましたと、その仕事が終わりましたので、人員の配置ができるようになりましたんで、公募の受け付けに臨みましたと、ちゃんとした、そこまでぐらいしないと、単価が安いからやらなかったとしかとられんやないですか、ね。やっぱりそれぐらいのことを襟を正さんと、業者はわがまま過ぎるんやないですかね。そうでしょう。設計して設計屋さんの段階で町も予算を組んで、ある程度の一定の予算に満たず、例えば9,150万円が最高の金額ですよと、7,900万円が業者に課された最低の金額ですよと、それ以下でも悪いし、9,150万円より1円でも多くても落札にはならないわけでしょ。だから9,000万円で落札しても、こ

れ談合とは限らないわけですよ。でしょ。結論的には、業者一人もおらんのやから、もし、私
がここの責任者やったら9,150万円で入れますよ、札、2枚用意してきとって、前回は全部
辞退したというのがわかったら。今回もその可能性があるということ、かすかな希望で2つ
の見積書をつくって、僕やったら持っていきますよね。それやらなかったら、やっぱり会社が是が
非でもとりたかったという決意のあらわれだと、こういうふうに思わなきゃいけないんじゃない
かなと思いますし、ほかの業者については、やっぱり公募の締め切りがもう間近ですから、その
ときに、もし、この中の業者が提出しとったら、そのことについてきっちり議会で追及されても
公募で入札があった結果、その会社が、この中の会社が入札に参加しとったら、僕は絶対聞きます
よ。追求されても答えられるような聞き取り調査、あるいは判断をしていただきたい。これ、
できますか。

議長（成吉 暲奎君） 新川町長。

町長（新川 久三君） 特に、この辞退組についてやっぱりそういう調査は私は必要だろうと思
いまして、事情は調査して、応募してくれば、これは受け付けるという形になりますし、これは
今の決まりでございますので、後の精査を十分やるというふうに答弁しておきます。（「よそな
ら、いろいろ言われるよ」と呼ぶ者あり）

議長（成吉 暲奎君） ほかにありませんか。繁永議員。

議員（17番 繁永 隆治君） 私が言おうかな、聞こうかなと思ったところを全部吉元議員が
聞いてしまったというような感じになりましたけれども、やっぱり、今町長が答えた中で、保証
協会が保証すると、前払い金の保証はするけれども工事金の保証はするんですか。それ、ちょっ
とお聞きしたい。

議長（成吉 暲奎君） 新川町長。

町長（新川 久三君） 工事金は事前に払いませんので、しません、それは。工事金は中間払い、
それから出来高払いということで、中間払いは出来高を計算して、その8割しか払いませんの
で、その保証はございません。

議長（成吉 暲奎君） 繁永議員。

議員（17番 繁永 隆治君） 保証がない。なら、工事を請けた保証というのは全然ないんで
すか。どこの県でも、この工事に対して契約する保証は絶対要りますよ。我々は保険を掛けて履
行保証を掛けてるちゅう、やり方もやってみました。その保証がないで何で工事の契約ができる
んですか、どうぞ。

議長（成吉 暲奎君） 新川町長。

町長（新川 久三君） そこで吉元議員の質問に答えたとおりです。昔は工事完成保証人という
ことでとっておったんですが、これは今どこの市町村、それからどこの県もですね、全部保証会

社で保証という形で、いわゆる支払った金額に対しての保証という形しかとってないんで、工事完成保証人という制度を今採用してないというような、どこの自治体も、だから、これも一考するべきではなからうかなということで、できれば、昔はやっぱり私も町の課長時代のと看、圃場整備やっておるときに業者が倒産して工事完成保証人が残りの分はやったと、こういう経過がございまして、本来なら工事完成保証人、私はとるべきのが筋合い、そうすればスムーズにですね、そこで倒産した時点で精算をやって、倒産した後に全部払って、残りは工事完成保証人と契約をやっていくと、そういうのが私は好ましいんじゃないかなと思っておりますんで、そのところは検討を今後やっていこうと考えております。

議長（成吉 暲奎君） 繁永議員。

議員（17番 繁永 隆治君） あのですね、これは違うんですよ。履行保証ちゅう、この工事を投げ出したときの工事金額の全体の保証金が出て工事を保証せんにゃいかんでしょ。これはありますよ、ないというのはおかしい。（「はい」と呼ぶ者あり）それ考えがうそなんです。そういう、間違っているんですよ。そういう答えをしたらいかん。（発言する者あり）それやったら、これはほんとだれが保証するんですか。だから、そういう中に、今吉元議員が言うように、その履行保証、履行保証ね、この保証の工事に対して契約するときの保証をしたときに、ほんなら一人でも同じ同業者を保証人として加えたらどうですか。そこはできますか。どうぞ。

議長（成吉 暲奎君） 担当課長。

財政課長（渡邊 義治君） 財政課渡邊です。ただいまの契約の保証ですけれども、一応本町におきましても、契約金額の100分の10以上の契約保証金を契約時に納付、または損保会社、保証会社等の履行保証契約証書を提出させております。

それから、完成保証人の制度でございますけれども、これにつきましては平成の13年4月に公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律が施行されまして、この工事完成保証人制度から、いわゆる今の現行の履行保証等の制度のほうに移行させるというような一定の方針が出ておりまして、本町もそれに合わせまして、合併後に工事完成保証人制度を廃止しているという経過がございます。

以上でございます。

議長（成吉 暲奎君） 繁永議員。

議員（17番 繁永 隆治君） 今さら、おたくたちの考え方がちょっとぬるいんじゃないかなと思ってるわけです。

町の公共事業の中で、メタセの前で、防衛庁さんで流れたんですよ。あれも工事がパーになったんですよ。ああいうの履行保証掛けてると思うんですよ。（発言する者あり）うん。そういう内容があるように、やっぱりこういうものは公共事業というものはやっぱり保証会社だけやな

くて 保証会社ちゅうのは前払い金やからね。前払い金を3%、これは保証しますよと、ならこうやって分割に払ってくださいよと保証協会のもとで町が出しているわけでしょ。それはわかるんですよ。この工事に対して契約するときに履行保証という保証というのが絶対必要なんですよ。何かこう、聞いていると何かあやふやな保証しかしてないような言い方しているから、だから吉元議員が言うように同業者をもう一人保証入れたらどうですかと、私はこのように言いよるんです。完成する保証ですよ。この工事に対して完成をしなさいという保証ですよ。そういうのを入れたらどうですか。私はそれちょっと、それだけ聞かせてと。

議長（成吉 暲奎君） 新川町長。

町長（新川 久三君） 今回の分まではね、今まで制度的に築上町では工事完成保証人の制度は廃止をしておったということで、今後のあれで検討していかざるを得ないというふうに思います。そして、これも法の制約はあるんで、どこまでとれるかというのもちょっと検討して、今先ほど財政課長のほうからお話ししましたけど、いわゆる公共工事のスムーズな施工という形の中で、そういう法律が施行されて一応工事完成保証人制度は一応廃止されたというふうな状況でございますし、これは今後の課題ということで、本来なら、私は、工事完成保証人があれば、再度ちゃんとした竣工ができると、このように考えておる。前、私、先ほど言った、当時産業課の課長時代に、そういう圃場整備をやっておるときに業者の倒産があつて、工事完成保証人がそこで切りかえて履行者になっていったという経過もございますんで、本来ならそういうやり方のほうが私は好ましいんじゃないかなと思っておるし、こういう問題を前向きに考えていきたいと、このように考えております。

議長（成吉 暲奎君） 吉元議員。

議員（12番 吉元 成一君） 言うまいかなと思ったけど。

履行保証、繁永議員が言われた履行保証については保険会社、保険会社が保証をするかしないか、これはチェックが物すごく厳しくて、ゼネコンさんあたりだとすっと通るでしょうけれども、町内業者は大変迷惑しておるんですよ。ね。それでメタセの問題言ってみましたけど、それにかわる分として1割の200万円を結局保証金として積んだわけでしょ。ね。それで工期が間に合わなかったから、仕事を没収された上に200万円没収されたわけですよ。ね。その分についてはやっぱりあれですけど、町内業者にそれをやると大変な問題が出てくるんですよ。保証、あなたのところの保証しますかちゅうこうなる。多分今、繁永議員が言われたこと、この工事で保証人つけられちゅうたらね、絶対つかないと思いますよ。みんな辞退しちよるやんけ。でしょ。ゼネコンさんか何か同等の会社が保証に、若築の保証つくかと、絶対僕はどこも迷惑かけられたら困るけ、つかんと思いますよ。ね。やっぱり、その件についても慎重に検討しながら前向きに対応するという答えなら僕は納得するところやったけど、これは必要やろう、とかいうことになれば、ちょ

っと町内業者のことも考えていただきたい。

というのが、町内業者については保険会社が年に毎年、毎年、継続的に仕事をとれるような今状態、仕事もないし、状態やないでしょう、業者は。そうすると、2年間仕事を落札して契約してないと、前頭金ちゅうか、前払い金の保証協会も保証しないんです、簡単に。ましてや工事の履行保証を保険会社がするかったら、車の保険に入ってくれたらするとか、物すごい条件つくらしいですよ。そういう中で、保証金をつくるにしても今土木業界冷え込んでますんで、地元地場業者が200万円、300万円積んでまで工事をするちゃ大変なことになるし、完成できないから没収された上にですね、ですから、そういった場合、最悪の場合に保証人を落札業者がつけるという形で町のほうは対応していただきたいんですが、町長、その点についてはどうですかね。

議長（成吉 暲奎君） 新川町長。（発言する者あり）

町長（新川 久三君） 今後の課題として、それは検討していくというふうにお答えをします。

そういう形の中で、非常にやっぱり保証会社に、今回の場合は保証会社に質問しておるようでございます。副町長したの、だれ、財政課長か。（発言する者あり）こういう経営内容等も聞いたら別に関係ないというようなことで、一応仮契約をしたという状況になっておりますし、非常に私が町長になったときも保証会社が受け付けないところがございます、実際、住宅建設の中で。それで保証金を（「間に合わん」と呼ぶ者あり）間に合わんで、この契約は解除した経過、仮契約を解除した経過がございます。そういう状況でございますし、保証会社もある一定の信用調査をやっておるといふような感覚でおりますんで、それを信じるしかないんじゃないかなと思っております。

議長（成吉 暲奎君） ほかにありませんか。西畑議員。

議員（7番 西畑イツミ君） 今、1社だけが応じたということで、皆さん、途中で投げ出すようなことがあったら大変だちゅう心配をされております。私も、行橋のようなことになったら大変だなと思います。

で、ちょっとこのところがわからないので教えてほしいんですが、契約保証金が免除されるようになっておりますが、これは保証会社がついているために免除になるんでしょうか。そのところお尋ねします。

議長（成吉 暲奎君） 新川町長。

町長（新川 久三君） この契約保証金の免除は、過去3力年に同一の公共団体で仕事した経験がある会社、それが、町でもそういう経験のある会社ということで免除、新しい新規に参入したところは、契約保証金を完成まで町のほうで預かるという制度でございます。

議長（成吉 暲奎君） 担当課長。

財政課長（渡邊 義治君） 財政課渡邊です。ただいまの町長の答弁ちょっと補足をさせていた

だきます。

契約保証金につきましては、本町の財務規則のほうで、第85条になりますけれども定めております。

で、この中で免除規定があるわけですがけれども10項目あります。主なものを言いますと、先ほどにもありましたように保険会社、損保会社等の間に履行保証契約をした場合、これは免除になります。それから、今回のように建設保証会社のほうから工事履行保証契約締結させる、これも免除になります。それと、今町長がおっしゃられた契約金額300万円未満の場合は、契約の相手方過去2年間に国、地方公共団体等々同種の金額的にも同規模の契約を2回以上わたって締結したということで、これらがすべて履行されたということの証明がございましたら、これも免除というふうになっております。

主な免除規定は以上でございます。

議長（成吉 暲奎君） 西畑議員。

議員（7番 西畑イツミ君） はい、わかりました。

それとですね、余りにも最低価格が、まあ、町のためには大変、7,900万円という額はありがたい額なんですけど、あまりにもぎりぎりの金額にすると、そこで働いている人たちの労働者の賃金というのが相当カットされていくんじゃないかというふうに私は心配するんです、今ワーキングプアといって大変問題になっておりますし、また粗悪な工事がされるんじゃないかというふうなことで大変心配しております。

で、この最終処分場のこの増設工事は、町内業者では無理なんでこういう入札を大手が参入されたんだろうと思うんですけど、町内業者を育成する立場で町内業者では無理ということでしょうか。

議長（成吉 暲奎君） 八野副町長。

副町長（八野 紘海君） 設計当初の等を判断した上で、町内業者については困難であろうということで中堅ゼネコンさん以上に指名をいたしました。

以上です。

議長（成吉 暲奎君） 西畑議員。

議員（7番 西畑イツミ君） 設計段階で町内業者は無理という、町内業者を育てていくというのは、やっぱり町の仕事でもあると思うんですよ。設計段階で無理であれば町内業者にももう少し勉強して、こういう工事もとれるように頑張るようにとか、そういう指導とかいうのは町としてはできないんでしょうか。

議長（成吉 暲奎君） 八野副町長。

副町長（八野 紘海君） 無理な（ ）は前向きに検討したいと思います。

議員（7番 西畑イツミ君） えっ、聞こえない。

副町長（八野 紘海君） 前向きに検討はしたいと思います。

以上です。

議員（7番 西畑イツミ君） はい、わかりました。

議長（成吉 暲奎君） ほかにございませんか。田村議員。

議員（10番 田村 兼光君） 物を言うめえと思うたけどね。

今言う、いろいろ議員の方々が微に入り細に入りいろんな質問や執行部からも答弁があった。私たちは町の最高執権者である町長を信頼しとります。だから、そのあなた方がこの人に入札したことを認めたんじゃから、もし失敗があったならば、町長、副町長、私たちが責任を持ちますからちゅうことを一口言いさえすりゃ、この会議は早うしまいます。それだけ。

議長（成吉 暲奎君） 新川町長。

町長（新川 久三君） 当然、これは執行部としては責任がございますんで、最善の措置をとりながら何とかこの工事をやり上げていくという使命に立っております。

議員（10番 田村 兼光君） はい。

議長（成吉 暲奎君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） ないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで討論を終わります。

これより議案第93号について採決を行います。議案第93号は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） 異議なしと認めます。よって、議案第93号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第5・議案第94号

議長（成吉 暲奎君） 日程第5、議案第94号工事請負契約の締結についてを議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。吉留総務課長。

総務課長（吉留 正敏君） 議案第94号工事請負契約の締結について（築上町立椎田中学校防音事業椎田中学校防音事業空調設備復旧工事について）、次のように工事請負契約を締結するものとする。平成20年10月24日提出、築上町長新川久三。

議長（成吉 暲奎君） 新川町長。

町長（新川 久三君） 議案第94号も、これは工事請負契約の締結でございます。

事業は、椎田中学校の防音事業の空調設備の復旧工事でございます。

本請負契約は、平成20年の10月14日に11社による指名競争入札を行いまして、これも入札辞退が11社の中に7社出ております。そして入札は4社によって入札がされておりますが、この入札も最低制限価格で、これは行橋市の宮西設備株式会社が（発言する者あり）落札をしておるところでございます。落札金額は税込みで5,670万円ということでございます。

よろしく御審議の上、御採択をお願い申し上げます。

議長（成吉 暲奎君） それでは、これより質疑を行います。質疑はありますか。吉元議員。

議員（12番 吉元 成一君） これも今のと同じで、入札辞退した業者、また今度は、これ設備工事が建築の火葬場にも伴ってくると思いますが、辞退した業者が、今回の公募型の設備工事の入札に参加する条件に当てはまるか当てはまらないか調べてみないとわからないんですけど、もし当てはまる会社やったら、今回辞退した理由で、もし、さっきと同じようなこと調査してから参加させるか、させないかを決定してほしいということをお願いしたいけどどうでしょうか。

議長（成吉 暲奎君） 新川町長。

町長（新川 久三君） これは先ほどと同じでございますし、当然、辞退会社については詳細な調査と聞き取りをやりながらやっていくということでやっていきたいと、このように考えております。

議長（成吉 暲奎君） 武道議員。

議員（14番 武道 修司君） 先ほどの案件と同じように入札辞退が多い、まずね。先ほどの案件は1社だけ残ってあとは全部辞退、その前は余りにもそういう辞退が多いので入札を中止した、今回は11社中の7社が辞退、このように入札辞退をするという状況が、金額的には最低価格でとってるんで、裏で談合があったとか、何らかのあれがあったんやないかというふうな憶測はないだろうと思うんです、最低価格なんで。どこがとろうと最低価格は最低価格なんです。ただ、こんだけ辞退をするという業者が余りにも多過ぎると、今後、この入札辞退の信憑性ということ自体が、まあ、そりゃ、たまたま今回は、今回もその前の案件も最低価格なんですけど、今回は問題ないですけども、これから先のことを考えると、この入札辞退の会社の選考の仕方というか、選考委員会の段階で、もう少し精査をして選考すべきではないかというふうに私は思うんです。

で、今回も、この7社がそうやって入札辞退をしたということは、選考段階で私は問題があったんではないかと思うんですが、選考段階ではこのような辞退、今さっきの部分も含めてですね、このような辞退が起こる予測は立たなかったのかどうなのか、これは選考委員会の委員長が副町

長なので、副町長のほうにお答えをお願いしたいというふうに思います。

議長（成吉 暲奎君） 八野副町長。

副町長（八野 紘海君） 今回は電気と機械、両方の面の工事でございます。それについて指名願が出た中から電気の総合評価点数、機械の点数等と、かみ合わせて選考したところでございます。

ただ、今各自治体といいますか、1社入札、極端なところ言えば、全部辞退というような入札の状況にあります。そういうことで今、不況とかいう問題じゃないと思いますけど、ただ、会社と
いうか、のほうが見積書をどうとらえるか、果たしてこの工事が見積書積算した中で価格が合う
のかどうか、それを今、十分な審査を各会社が行っているような状況でございます。ただ、表面
的にはその点数とか、先ほどありましたように株式の値段、価格とかそういう表面的な面で選考
段階において、その会社が今現在どういう工事をしているのかとか、どういうものなのかという
まではちょっと把握できません。

以上です。

議長（成吉 暲奎君） 武道議員。

議員（14番 武道 修司君） 11社の中から1社を選ぶ、例えば3社の中から1社を選ぶ、
なぜこうやって件数が多いかという、前も町長、言われたことがある。たくさんのところを指
名して入札かければ談合がないだろう。そういうふうなおそれも少なくなるだろう。私もそのと
おりだろうと思う。ところが、そんだけの業者を選んで、残ったところが少なくて、その少な
いところでの入札になってしまうと、その意味がやっぱり薄れてくるんだろうと思うんです。

で、これは選考段階で、しっかりと入札、参加できる業者をやっぱり選ぶべきだろうと思う。
で、今回このようにもうしてるし、最低価格になってるんですけどね、今後、選考段階で十分精
査しながら、このような結果にならないような入札を今後するようにお願いをしたいというふう
に思います。

以上です。

議長（成吉 暲奎君） ほかにありませんか。吉元議員。

議員（12番 吉元 成一君） これも町内業者じゃ、西畑議員が先ほど言われたように、町内
業者育成のために町内業者を指名に参加させることが困難な仕事ですか。

議長（成吉 暲奎君） 八野副町長。

副町長（八野 紘海君） まあ、これも設計当初内容等々勘案して、その各会社の総合評価点数
でいいです、経営審査点数等勘案して指名したとこです。

以上です。

議長（成吉 暲奎君） 吉元議員。

議員（12番 吉元 成一君） じゃあ、重ねてまたお伺いしなきゃいけないになりましたが、先

ほどの物件で、私はもう3回以上質問しましたんで控えましたけれども、西畑議員がこういったことにあんまり詳しくないから、もう少しこう言やあいいのになと思っていたんですけど言わせてもらいますが、この建築については町内業者が設計段階、設計屋さんと相談した結果ね、町内業者が指名参加するのは困難だと、こう言いましたよ、先ほど。ね。困難ちゅうことは、それだけ技術力がないということですよ。ね。ここで住宅が建っても何が建っても地元の業者が入って手伝いしてない仕事っちゃんないんですよ。ほとんど地元で調達しています。港の工事もそうだし、築上町の椎田町、当時の椎田町、築城町の工事もすべて町内業者が指揮をとって、現場監督と現場代理人と所長と、二、三人会社が派遣してきてですよ、経費をばっかり、言葉は悪いけどかすめて、あとは地元業者をぐうぐう言わせよるんですよ。これが本当に地元業者育成になりますか。あなた方、机の上で指名願の点数とか何とかで判断してですよ、あ、これは無理だろうと、こう言ってますけれども、ね、今後はやっぱりそういったことも含めてですよ、先ほどみたいなことを言うと、一部下請に地元業者入ったら大変な工事しかねんですよ。みんなそういうふう误解しますよ。ね。たまたまこの工事については鉄骨でこういうことだったから、ね、非常に地元業者の方に失礼やけど、できんやったら困るからという気持ちで言ったことでしょうけれども、ね、やっぱり今後前向きに検討して、やっぱりこういったものにも 土俵に上げんと相撲はとられんのですよ。でしょ。特に町内で生活をしてきてる業者は、社長が一人もうかるんやないんですよ。従業員もおら、それには家族があるわけです。1社が倒産したら20人、30人が、サラリーマンと違って、もう飯が食えない状態になるんです。そういったことを含めて十分検討して今後は考えていただきたいと思いますが、どうですか。

議長（成吉 暲奎君） 八野副町長。

副町長（八野 紘海君） 工事内容等々によって、町内業者の点数とかそういう部分についても検討はしております。

以上です。

議長（成吉 暲奎君） 吉元議員。

議員（12番 吉元 成一君） 指名に入れれと言いよるんやないんですよ。一部下請ちゅうので、下請契約結ぶと思うんです。そういったときにちゃんとチェックしていただいて本当に立派な工事ができるかどうかについては、検査委員もあるわけですから、過去の工事实績なんか、築上町でした地元業者の実績なんかを全部精査してですね、その中で、ここなら一部下請で何%下請しよっても大丈夫だろうと判断できるようなとこじゃないと、力関係でこの業者がとったら、仕事できる、できんは別で、よそから引っ張ってきてでもだれかがついとるとかいう、そういう変なうわさばかり立つわけですから、そういったことのないように地場業者を育成すると、本当の真の地場業者育成になるためには、やっぱりきっちりそういったところを含めて書類が出た

ときに調べていただきたいという。

議長（成吉 暲奎君） 八野副町長。

副町長（八野 紘海君） 落札業者につきましては、極力地元業者といえますか、仕事に協力と
いうかお願いをしたいというのは、それは常々大きな工事については地元業者育成のためには落
札業者については伝えているところでございます。

以上です。

議長（成吉 暲奎君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで討論を終わります。

これより議案第94号について採決を行います。議案第94号は原案のとおり可決することに
御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） 異議なしと認めます。よって、議案第94号は原案のとおり可決するこ
とに決定いたしました。

・ ・

議長（成吉 暲奎君） 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

会議を閉じます。

これで平成20年第1回築上町議会臨時会を閉会いたします。

御苦労さまでございました。

午前11時00分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員